

石川郡浅川町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

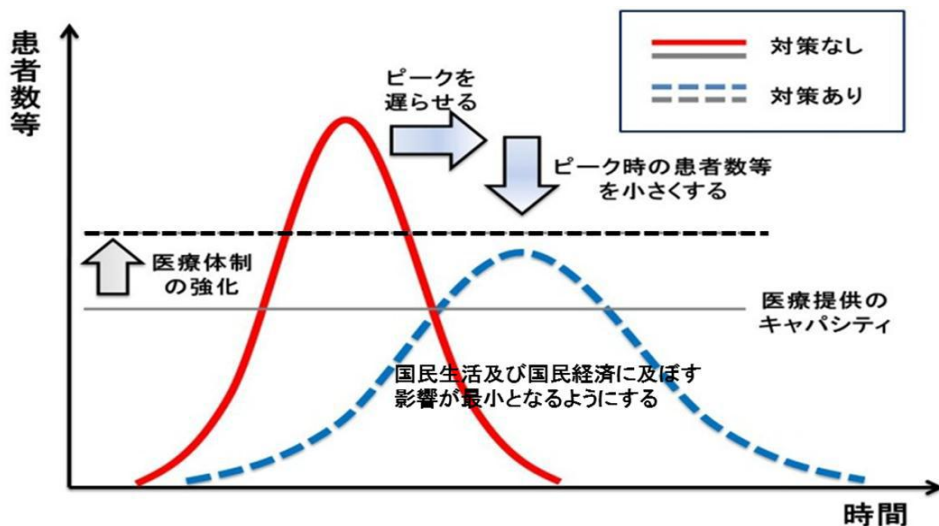
《行動計画作成の目的》

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があるとあり、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下特措法と表記）が施行された。平成25年6月に政府行動計画が策定され、福島県も12月に策定した。そこで、浅川町においても特措法で規定された事項を加え、新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進することを目的に町行動計画を作成した。発生段階を未発生期、海外発生期、国内発生期（県内未発生期・県内発生早期）国内感染期、小康期にわけ、それぞれに具体的な対策を記述した。

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるように対応する。

《対策の効果・概念図》



新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的には家の尊重・・・町民の権利と自由制限が加わる場合は必要最小限になるよう努める。
- (2) 危機管理としての特措法・・・緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保・・・福島県対策本部との密接な連携
- (4) 記録の作成・保持・・・・・・・・記録の作成・保持・公表

浅川町のインフルエンザ等発生時の被害想定等

○浅川町人口	6,888人（平成22年10月1日現在）
(1) 感染者数	1,722人（人口の約25%）
(2) 医療機関受診者数	約703人～1,366人（人口10.2%～19.4%）
(3) 死亡者数	中等度9人（人口0.1%） 重度34人（人口0.5%）
(4) 入院患者数	中等度28人（人口0.4%） 重度105人（人口1.52%）
(5) 従業員等の欠勤	最大約40%

※想定条件等

- ・町民の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が8週間続くと仮定。
- ・入院患者数及び死亡者数は、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%として推計。（上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等や医療体制等を一切考慮していない。）

浅川町行動計画のポイント

- (1) 実施体制・・・・・・・・町長を本部長とした対策本部の設置
- (2) 情報収集・提供・・・・・・・・情報を収集し、町民に迅速に提供、相談窓口の設置
- (3) 予防・まん延防止・・・・・・・・マスク着用、手洗い等の感染対策の実践の促し、不要不急の外出の自粛の呼びかけ等
- (4) 予防接種・・・・・・・・特定接種（地方公務員）、及び住民接種の実施
- (5) 医療等・・・・・・・・医療機関、「帰国者・接触者外来」等の情報提供
- (6) 町民の生活及び地域経済の安定の確保・・・・・・・・町民へ、消費者として適切な行動の呼びかけ、要援護者への支援、円滑な埋火葬体制の整備